

No.	質問カテゴリ	質問内容	回答
1	姫カツクラブの概要に関すること	保護者説明会などで、部活動から姫カツへの移行を説明する際、姫カツクラブとして同席することは可能ですか？	学校の部活動顧問と事前に連携・調整を行っていただいたうえで、部活動単位で開催される保護者会などの場であれば、同席して説明させていただくことができます。 ただし、新1年生の部員が確定するのは4月末頃となるため、実施時期については5月以降での調整をお願いいたします。 なお、学校全体で開催する保護者会や新入生説明会においては、学校側から「姫カツ」の概要や参加可能な姫カツクラブについて説明を行っているため、原則として立ち会いは行っていません。
2		指導者のスポーツ安全保険への加入は任意でしょうか？	指導者のスポーツ安全保険への加入は必須です。生徒と同様に、姫カツコンソーシアム運営事務局が一括で加入手続きを行う予定です。 すでに個人で同等以上の補償内容の保険に加入されている場合などは、別途ご相談ください。 なお、姫カツクラブ以外の地域クラブ名義で加入した「スポーツ安全保険」は姫カツクラブの活動に対して適用されません。
3		7～8月の期間に「姫カツ」の名称を使用して活動できますか？(3年生引退後の新チーム始動時など)	姫カツクラブの正式な活動開始は「令和8年9月」からのため、それ以前に先行して「姫カツクラブ」として活動することはできません。ただし、部活動顧問と連携し、学校管理下の部活動として合同練習を行ったり、そこに姫カツの指導者が関わったりする形での活動は可能です。
4		新3年生が9月から3月まで活動したい場合、年会費3,000円や月会費(3,000円×7ヶ月分)の費用は発生しますか。また、3年生も活動人数に含まれますか？	はい、新3年生も規定の会費をお支払いいただく必要があります。また、参加費を支払った人数が活動人数の算定基準となるため、活動人数にも含まれます。
5		活動回数は「年間52回」とされていますが、祝日の活動はできないのでしょうか？	祝日も活動可能です。年間52回という設定は、ガイドラインや学校行事等を考慮した基準です。祝日は、雨天等で活動できなかった際の振替日としての活用も想定していますが、同施設を使用する団体との調整のうえ、上限回数の範囲内であれば活動いただけます。
6		離島地域(家島・坊勢校区)など生徒数が減少している地域において、5名以上という規定の特例を認めてもらうことは可能ですか？	「姫カツクラブ共通規定 第16条3項」に基づき、実施種目の特性や地域特性など特段の配慮が必要な場合には、運営主体と管理主体が協議を行ったうえで、5名以下での活動を認める場合があります。
7		申し込み段階(6月頃)で実際の活動を見て、入会するチームを決めることはできますか？	姫カツクラブは9月からの開始となるため、6月からの申し込み段階で活動を見て決めることは難しいです。ただし、9月の活動開始以降の入会は可能です。
8		平日に、姫カツではない既存の活動(地域のクラブチーム等)を行う場合、報酬を受け取らずに活動してもよいでしょうか？	平日に「姫カツクラブ」としての活動を行うことはできません。なお、姫カツクラブの活動(会員・会費・保険等)とは完全に切り分けた形であれば、平日に各団体が既存の活動を実施することは可能です。
9	中体連の参加申請に関すること	卓球などの競技において、令和10年の総体までは学校から出場する場合、中体連への登録申請(クラブ単位)は不要ですか？	陸上競技、水泳競技、卓球などのスクール型競技において、学校から大会に出場する期間は中体連への登録(クラブ単位)は必要ありません。
10	指導者登録及び報酬に関すること	報酬体系について、通常活動や大会引率の報酬額は「1人あたり」の金額でしょうか？	はい、報酬体系に示されている金額は指導者1人あたりの報酬額です。
11		指導を行った実績の証明は、どのように行えばよいでしょうか？	各姫カツクラブの代表指導者が、所属する指導者の実績を取りまとめて報告する形式を想定しています。詳細な報告方法については、今後決定し次第お知らせします。
12		クラブ運営にあたって、経費の支払いは立て替えになりますか？	報酬以外のクラブ運営経費については、各クラブで対応してください。市教育委員会としては、姫カツクラブ支援補助金を予定しています。
13		指導者報酬の締め切りおよび支払い期日はいつですか？	毎月末日に実績を締め切り、翌月10日までに報告をいただく予定です。その報告に基づき、同月末日までに各指導者へ報酬を支払うスケジュールを想定しています。
14		指導者報酬の税金の取り扱いについて教えてください。	個人が受け取る報酬として処理されます。姫カツコンソーシアム運営事務局が源泉徴収を行ったうえで報酬を支払います。なお、副業等の所得合計が年間20万円を超える場合は、確定申告を行う必要があります。
15		指導者登録の人数に上限はありますか？	報酬の対象となる指導者の人数には上限を設けていますが、登録する人数については上限を設けていません。
16		指導者研修の受講免除(代替)となる資格の基準を教えてください。	主にJSPO(日本スポーツ協会)のスタートコーチ以上の資格保持者を想定しています。サッカーの場合は「C級以上」が基準となる見込みです。
17		姫路市外の教職員が指導者登録をする場合も、所属長の許可が必要ですか？	はい、必要です。兼職兼業(副業)の申請については、所属している自治体や勤務先の規定に従った対応をお願いします。

18		大会引率などの際、指導者の上限人数を引き上げることは可能ですか？(男女両方の指導を行う場合など)	指導者の上限人数は全団体統一のルールとなっているため、現時点では引き上げる予定はありません。男女で大会会場が別れる場合などは、男女別のチームに分けるなどの対応をお願いします。※男女の登録団体の考え方については、後日詳細を示します。
19		熟練度(3年生と初心者など)によって活動場所を分けて指導する場合、両方の指導者に報酬は支払われますか？	同一団体であっても、例えば「2年生以上は練習試合へ、1年生は拠点校で基礎練習を行う」など、同日に活動する場合に限り、活動場所を分けて指導にあたる場合は、報酬支払上限の範囲内において報酬の支払いが可能です。ただし、同一の拠点校において「1軍チーム」「2軍チーム」といった編成を行い、それらを便宜上、別団体として登録・運営することは認められません。あくまで一つの団体としての活動となりますので、ご注意ください。
20		以前の申請後に指導者を追加したい場合は、どうすればよいでしょうか？	今回の「姫カヅクラブ指導者登録申請書」に新たな指導者を記入して提出していただければ追加可能です。「姫カヅクラブ登録団体申請書」を改めて提出する必要はございません。
21		登録団体の代表者が「代表指導者」や「指導者」を兼務することは可能ですか？	はい、場合によっては、可能です。今後は「代表指導者」と「指導者」という呼称に統一します。「代表指導者」は、クラブの窓口として所属指導者をまとめる役割と、実際の指導を行う役割を兼ねる方を指します。なお、「代表指導者」が、他のクラブの指導者を兼任することは不可とします。指導者兼任の考え方については、後日詳細を示します。
22		運営をサポートするスタッフにも報酬は支払われますか？	スタッフに対して運営事務局からの報酬は発生しません。スタッフの方が指導者研修を受講し「指導者」として登録すれば、配置上限の範囲内で報酬を受け取ることが可能です。なお、子どもたちの会費の値上げにつながるため、現時点でスタッフへの報酬支払いを追加する検討は行っておりません。
23		生徒5名に対し、謝金(報酬)対象の指導者が2名となっている場合、4名が登録して週替わりで指導にあたってもよいでしょうか？	はい、問題ありません。報酬支払い対象の枠内であれば、指導実態に応じてローテーション(交代)していただいで結構です。
24		男女別で活動し、練習日も分けている場合、代表指導者は兼務できますか？	原則として、複数のクラブで代表指導者を兼務することはできません。大会登録の有無に関わらず、男女別で活動する場合は「別団体」として登録し、それぞれに代表指導者を立てていただく必要があります。なお、「代表指導者」が、他のクラブの指導者を兼任することは不可とします。指導者兼任の考え方については、後日詳細を示します。
25		活動日や活動時間は、臨機応変に変更してもよいですか？	はい、可能です。ただし、他団体と施設利用等の調整が必要な場合は、各クラブ間で協議を行ったうえで変更してください。
26	活動場所・時間に関すること	吹奏楽などで一時的に体育館を使用する場合、割り当てに組み込んでもらえますか？	市教育委員会が行う割り当ては、年間を通じて活動する団体が対象となります。一時的な使用や日程変更の際は、各団体間での調整をお願いします。
27		土日に大会があった場合の振替は、どの範囲で行えばよいですか？平日への振替も可能ですか？	振替は(長期休業中を含め)土日祝日の間で行ってください。平日への振替はできません。なお、振替の範囲は概ね3カ月以内で調整をお願いします。